第1章　計画策定に係る基本的事項

1　計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、定期的に見直しを行っています。

静岡市では、以下の3つの計画を一体的に策定しています。なお、前計画期間までは、すべての計画の期間を統一していましたが、本市のマスタープランにあたる静岡市総合計画との一層の整合を図っていくため、それぞれの計画が相互に密接に関連する考えはそのままに、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の計画期間は国の指針に基づく3年間としつつ、計画期間に関する定めのない市町村障害者計画の計画期間を総合計画と合わせた令和12年度末までの7年間とすることとしました。

①市町村障害者計画
…自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの
②市町村障害福祉計画
…障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの
③市町村障害児福祉計画
…障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

国においては、令和3年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法を踏まえた障害者基本計画（第5次）の策定、こども家庭庁の設置、障害者総合支援法の改正等、障がい児・者への支援の更なる充実が図られています。

こういった国の動向も踏まえながら、令和5年から開始となった第4次静岡市総合計画により定める方針を踏まえ、本市においても障がいのある人の支援体制を拡充すべく、本計画を策定します。

2 国の動向

年度	近年の国の動向、背景 等
平成23	障害者基本法 改正 ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	障害者虐待防止法 施行 ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成26	障害者権利条約 批准 ・障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28	障害者差別解消法 施行 ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・障がい者に対する差別に関する相談の事例を踏まえた障がいを理由とする差別解消のための取組を、効果的・円滑に行うこと等を目的とした「障害者差別解消支援地域協議会」の組織について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定 ・ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置 **地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していく。**
平成30	**障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 施行** ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定 **ユニバーサル社会実現推進法 施行** ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立

年度	近年の国の動向、背景 等
令和元	**読書バリアフリー法 施行** ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立
令和2	**改正障害者雇用促進法 施行** ・障がい者の活躍の場の拡大について規定 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定
令和3	**改正社会福祉法 施行** ・地域共生社会の実現を目指すための事業のひとつとして、複合的な課題を持つ家族をサポートするための体制を構築する「重層的支援体制整備事業」について規定 **医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する支援法律 施行** ・医療技術の進歩に伴い増加している医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心してこどもを生み、育てる社会を実現することを目的として成立
令和4	**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行** ・全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するため、情報の取得利用・意思疎通に関して、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること等を基本理念として成立
令和5	**こども家庭庁設置法 施行** ・常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」において、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設
令和6	**改正障害者総合支援法等 施行** ・障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等について規定 ・精神障がい者の意思を尊重し、人権擁護をより進めるとともに、支援の充実を図るものとして規定 **改正障害者差別解消法 施行** ・努力義務としていた、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化

令和7	**手話施策推進法 施行** ・手話を言語その他の重要な意思疎通のための手段として位置付け、手話に関する理解促進と普及を図るとともに、手話を必要とする人が安心して意思疎通を行い、社会参加できる共生社会の実現を目指すことを目的として成立
令和8	**高次脳機能障害者支援法 施行** ・高次脳機能障害の特性への理解を促進し、医療から地域生活・社会参加まで切れ目のない支援を実現し、自立と共生社会の推進を図ることを目的として成立
令和9	**医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律に改正** ・医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族への切れ目ない支援を目的として、支援対象を成人期の医療的ケア者や重症心身障害者まで拡大し、就労・住居・相談支援等を強化するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が改正された（令和9年4月施行）。

3 計画の位置づけ（計画策定時）

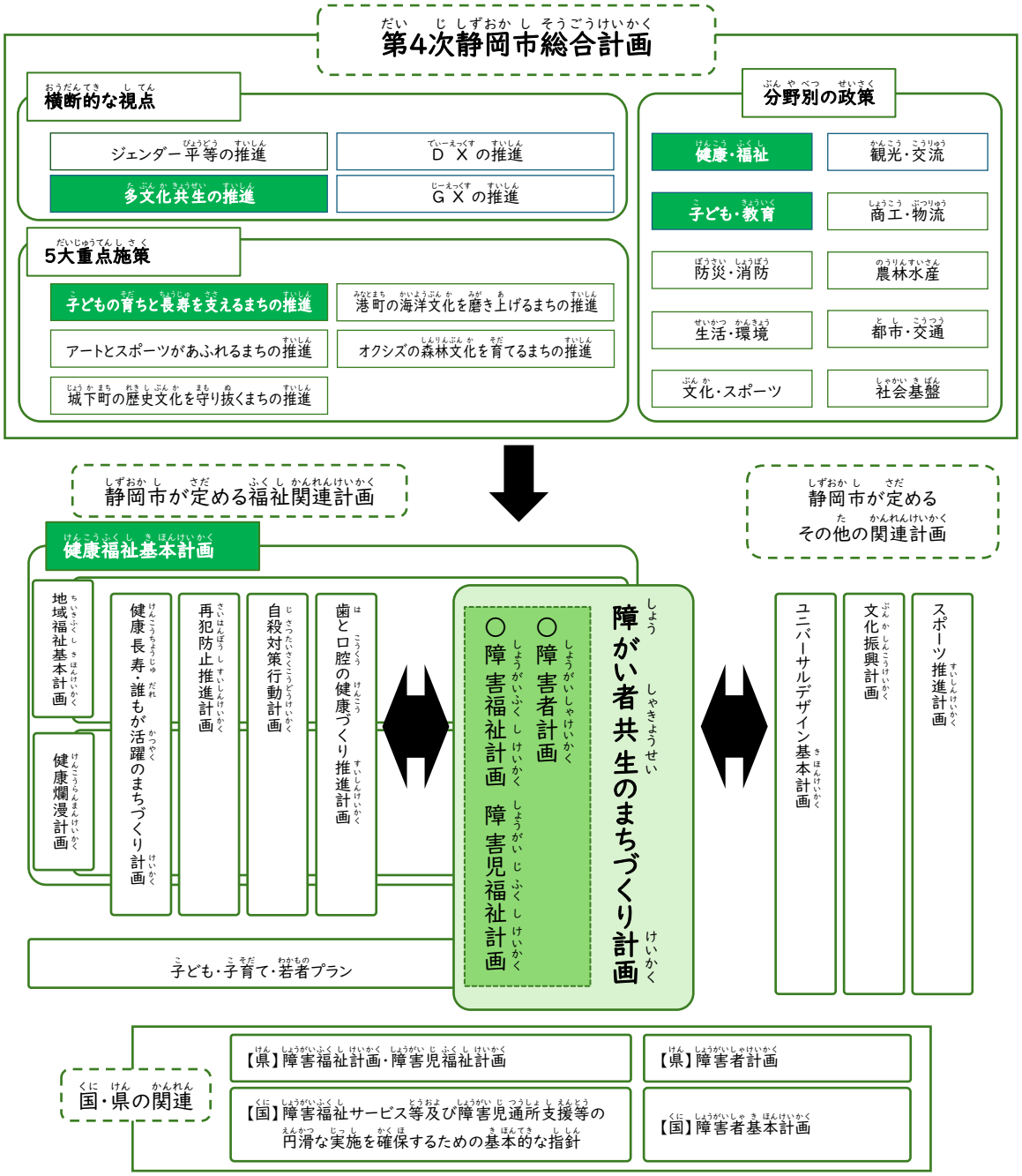

国・県の関連

【県】障害福祉計画・障害児福祉計画	【県】障害者計画
【国】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	【国】障害者基本計画

○市町村障害者計画　（策定根拠：障害者基本法第11条第3項）
自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定める。

○市町村障害福祉計画　（策定根拠：障害者総合支援法第88条）
障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。

○市町村障害児福祉計画　（策定根拠：児童福祉法第33条の20）
障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。

3つの計画を関連付けて策定することで…
・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において定める成果目標、障がい者計画において市独自に定めることとした指標を達成するための課題を整理するとともに、障害福祉サービス等で対応することができない障がい者のニーズに対して、重点的に市単独事業や施策を計画・実施できる。

4 計画の対象

○ この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。

○ この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

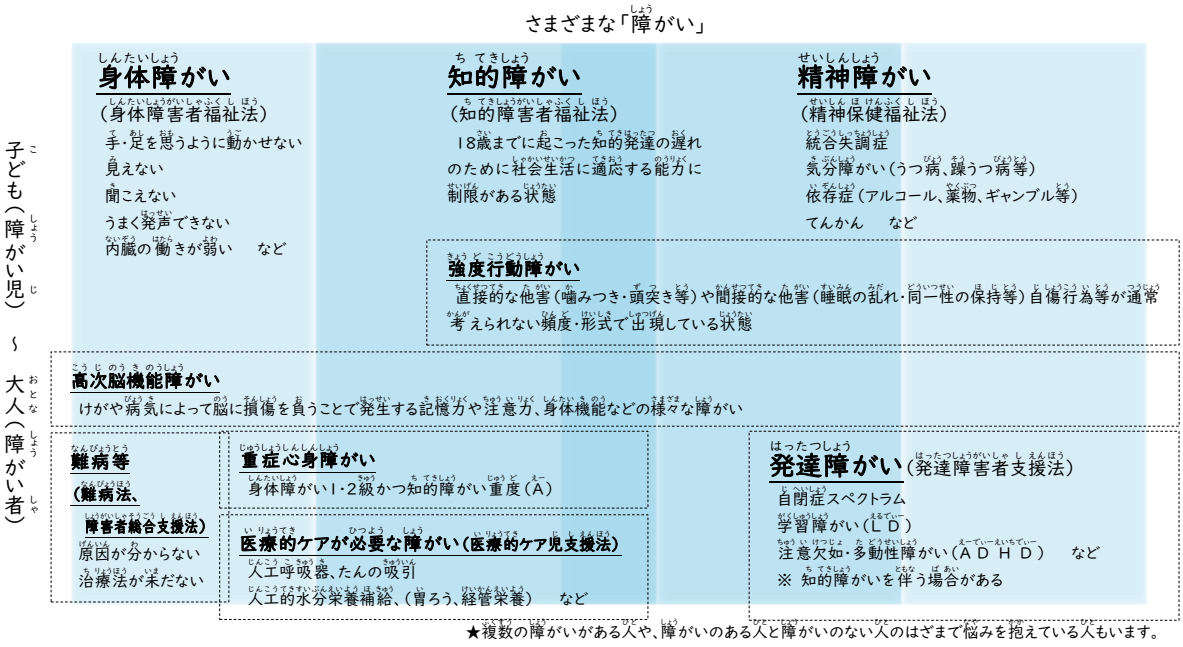

★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のはざまで悩みを抱えている人もいます。

5 計画の期間

○ 本計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします（障がい福祉計画・障がい児福祉計画は3年後に国の指針に合わせて見直しを行います）

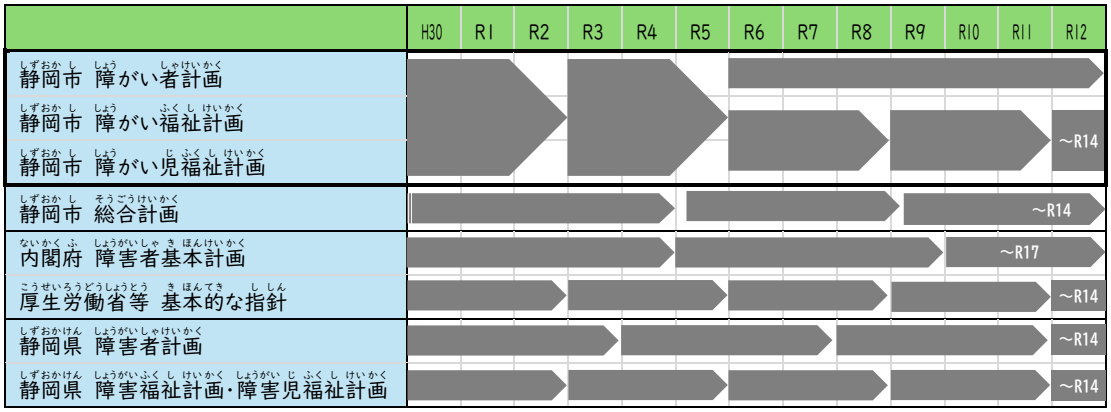

第2章　静岡市の障がい福祉施策等の状況

Ⅰ　障害者手帳交付者数等の状況

(1)障害者手帳交付者数の推移

○ 障害者手帳交付者数は増加しており、令和7年度末時点で市内に37,959人います。(静岡市の人口665,330人(住民基本台帳人口)のうち5.7%です。)

○ 身体障害者手帳の交付者は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加しています。

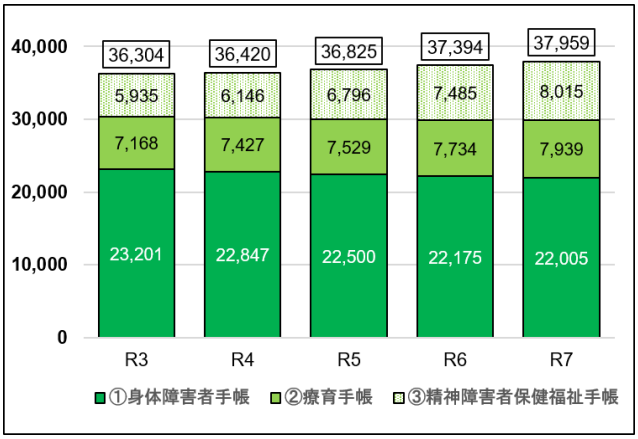

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	98.5%	97.0%	95.6%	94.8%
②	103.6%	105.0%	107.9%	110.8%
③	103.6%	114.5%	126.1%	135.0%
計	100.3%	101.4%	103.0%	104.6%

①身体障害者手帳
②療育手帳
③精神障害者保健福祉手帳

(2)身体障害者手帳交付者の状況

○ 肢体不自由による手帳交付者が約4割を占めており、次いで内部障がいによる交付者が多くなっています。

○ 肢体不自由による交付者は減少傾向にあります。

○ 年齢別では、65歳以上の交付者が7割以上です。

【部位別】

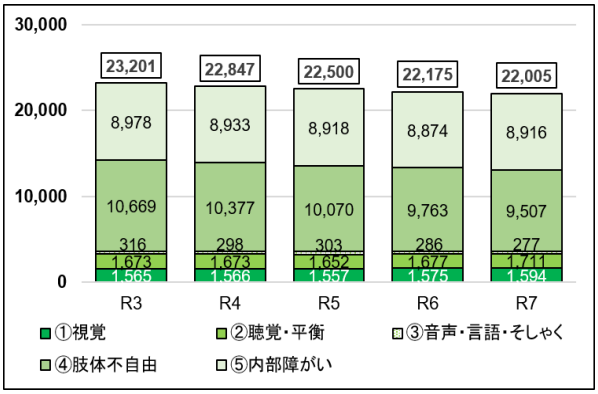

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	100.1%	99.5%	100.6%	101.9%
②	100.0%	98.7%	100.2%	102.3%
③	94.3%	95.9%	90.5%	87.7%
④	97.3%	94.4%	91.5%	89.1%
⑤	99.5%	99.3%	98.8%	99.3%
計	98.5%	97.0%	95.6%	94.8%

①視覚　②聴覚・平衡
③音声・言語・そしゃく　④肢体不自由
⑤内部障害

【等級別】

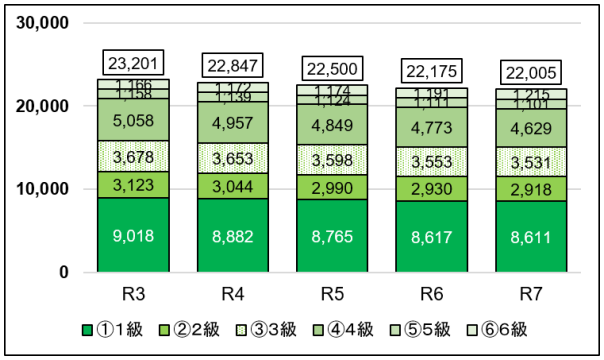

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	98.5%	97.2%	95.6%	95.5%
②	97.5%	95.7%	93.8%	93.4%
③	99.3%	97.8%	96.6%	96.0%
④	98.0%	95.9%	94.4%	91.5%
⑤	98.4%	97.1%	95.9%	95.1%
⑥	100.5%	100.7%	102.1%	104.2%
計	98.5%	97.0%	95.6%	94.8%

①１級 ②２級 ③３級 ④４級 ⑤５級 ⑥６

【年齢別】

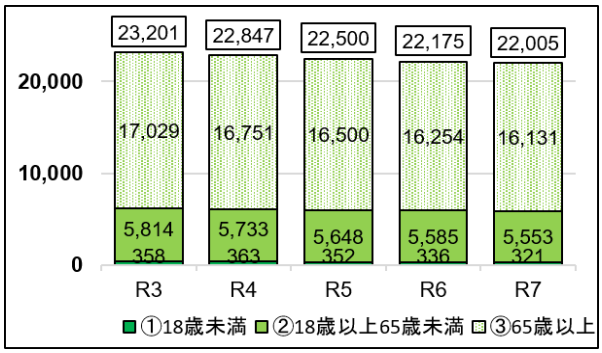

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	101.4%	98.3%	93.9%	89.7%
②	98.6%	97.1%	96.1%	95.5%
③	98.4%	96.9%	95.4%	94.7%
計	98.5%	97.0%	95.6%	94.8%

①18歳未満　②18歳以上 65 歳未満
③65 歳以上

(3)療育手帳交付者の状況

○ 重度、中軽度ともに手帳交付者が増加しています。

○ 手帳交付者の約3割は18歳未満です。

【等級別】

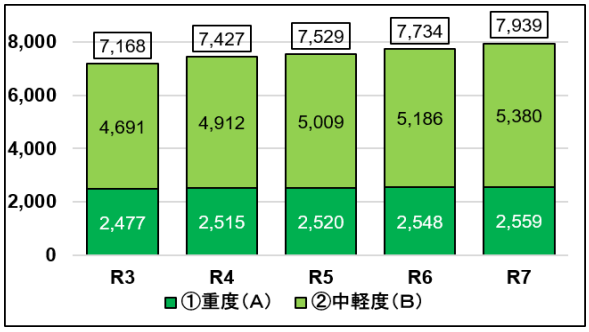

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	101.5%	101.7%	102.9%	103.3%
②	104.7%	106.8%	110.6%	114.7%
計	103.6%	105.0%	107.9%	110.8%

①重度（A） ②中程度（B）

【年齢別】

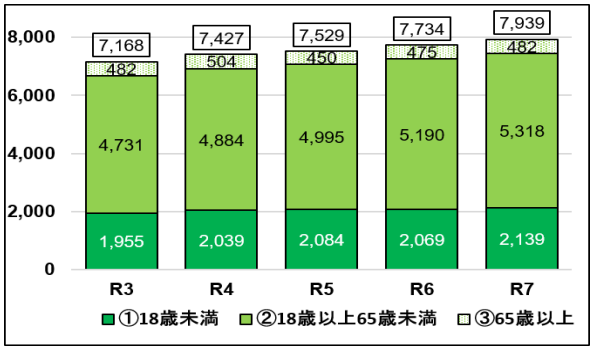

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	104.3%	106.6%	105.8%	109.4%
②	103.2%	105.6%	109.7%	112.4%
③	104.6%	93.4%	98.5%	100.0%
計	103.6%	105.0%	107.9%	110.8%

①18歳未満　②18歳以上 65 歳未満
③65 歳以上

(4) 重症心身障がい児者の状況

○ 市内には重症心身障がい児者が約460人程度おり、18歳未満は減少傾向にあります。

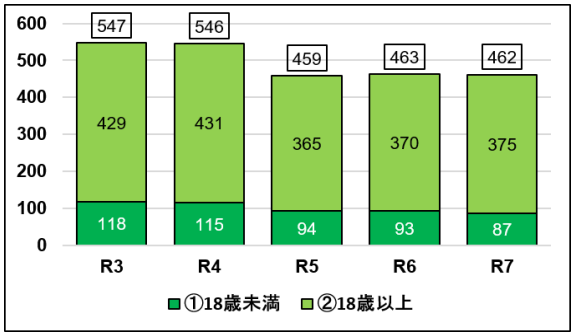

令和3年度からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	97.5%	79.7%	78.8%	73.7%
②	100.5%	85.1%	86.2%	87.4%
計	99.8%	83.9%	84.6%	84.5%

①18歳未満　②18歳以上

※「重症心身障がい児者」とは、身体障がいのうち肢体不自由の1級又は2級の手帳と、重度（A）の療育手帳の両方を交付されている人です。

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

○ 2級、3級ともに増加傾向にあります。

○ 精神通院医療費助成受給者は手帳交付者の約2倍で、手帳の交付を受けなくとも精神的な疾患により支援を必要としている人は多いことが分かります。

【等級別】

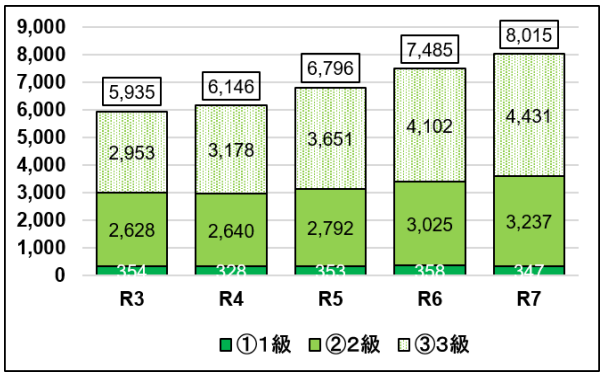

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	92.7%	99.7%	101.1%	98.0%
②	100.5%	106.2%	115.1%	123.2%
③	107.6%	123.6%	138.9%	150.1%
計	103.6%	114.5%	126.1%	135.0%

①1級　②2級　③3級

【年齢別】

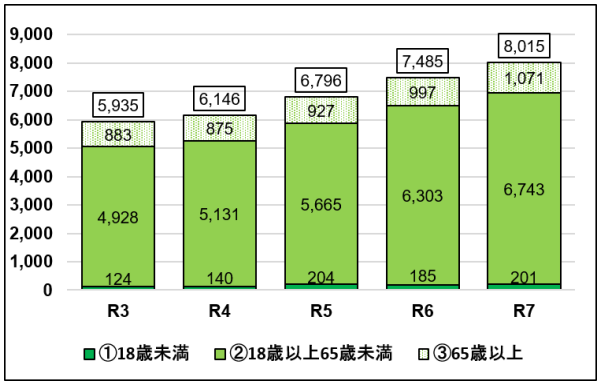

令和3年度の交付者数からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	112.9%	164.5%	149.2%	162.1%
②	104.1%	115.0%	127.9%	136.8%
③	99.1%	105.0%	112.9%	121.3%
計	103.6%	114.5%	126.1%	135.0%

①18歳未満　②18歳以上 65 歳未満
③65 歳以上

【精神通院医療費助成受給者数との関係】

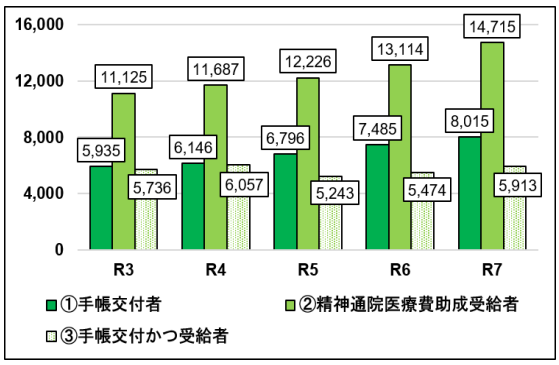

令和3年度からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	103.6%	114.5%	126.1%	135.0%
②	105.1%	109.9%	117.9%	132.3%
③	105.6%	91.4%	95.4%	103.1%

①手帳交付者
②精神通院医療費助成受給者
③手帳交付かつ助成受給者

(6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

○ 市内の児童生徒数は、小学校、中学校のいずれにおいても減少していますが、支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

【小学校】

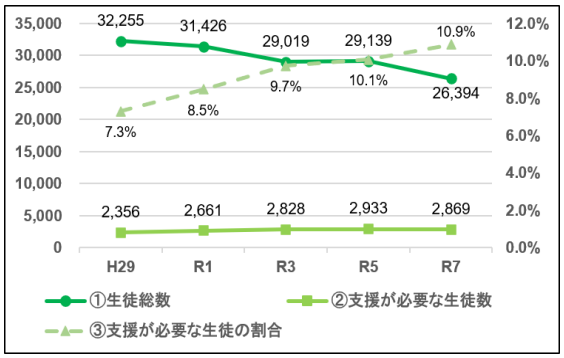

【中学校】

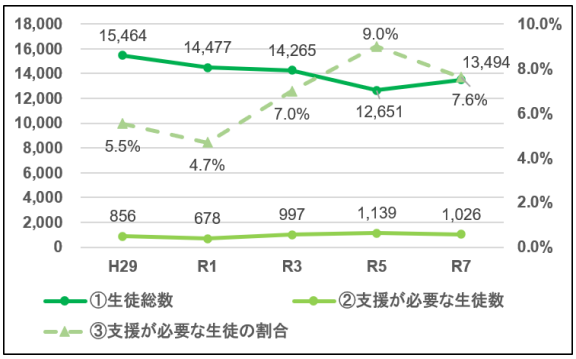

※「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」では、「話す・聞く・読む・書く」等の学習面や、対人関係等の生活面に困難があると、学級担任等に判断された児童生徒数を把握しています。

(7)特定医療(指定難病)受給者の状況

○ 障害者総合支援法の対象となる難病等は、令和7年4月1日から対象となるものが376種類あります。障害者総合支援法が独自に対象としているものも29種類あります。

○ 特定医療(指定難病)の受給者数で見ると、市内の難病患者は増加傾向にあります。

○ 年齢別で見ると、18歳以上が9割以上を占めています。

○ 難病の種類別にみると、潰瘍性大腸炎及びパーキンソン病で全体の4分の1程度を占めています。

【障害者総合支援法の対象となる難病等】

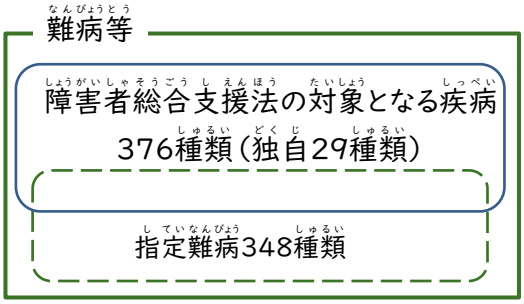

【特定医療(指定難病)受給者数の推移】

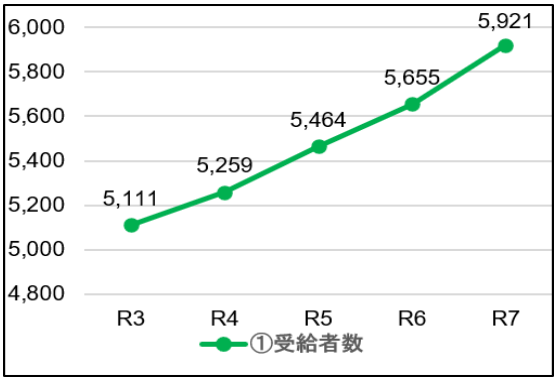

【年齢別】

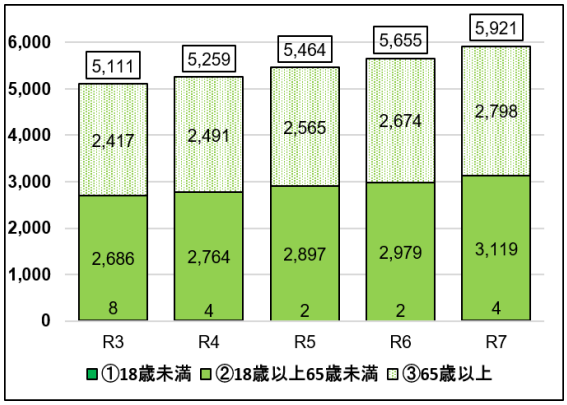

【難病の種類別(令和7年度)】

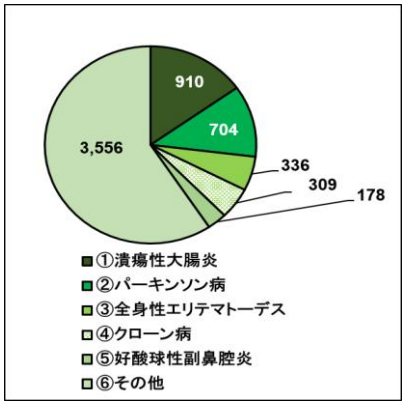

(8)障害支援区分認定者数

○ 障害支援区分認定者の数は増加しています。

○ 特に区分2、区分3、区分4の人が増加傾向にあります。

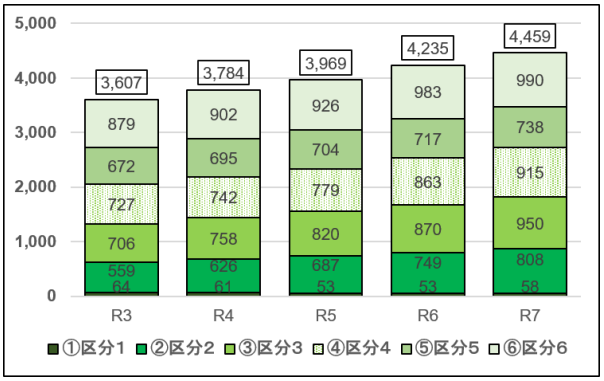

令和3年度からの増減割合

	R4	R5	R6	R7
①	95.3%	82.8%	82.8%	90.6%
②	112.0%	122.9%	134.0%	144.5%
③	107.4%	116.1%	123.2%	134.6%
④	102.1%	107.2%	118.7%	125.9%
⑤	103.4%	104.8%	106.7%	109.8%
⑥	102.6%	105.3%	111.8%	112.6%
計	104.9%	110.0%	117.4%	123.6%

①区分1 ②区分2 ③区分3
④区分4 ⑤区分5 ⑥区分6

(9)障害福祉サービスの利用状況

○ 障害福祉サービスおよび障害児通所サービスの利用者数は年々増加しています。

○ 児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、就労継続支援B型、就労定着支援の利用者の増加が際立っています。

【支給決定者数の推移】

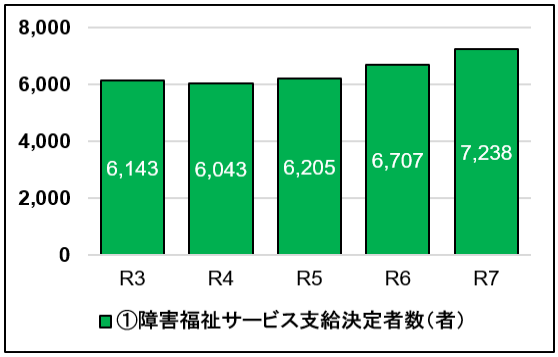

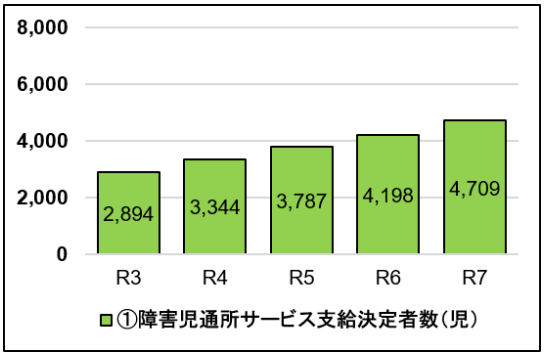

【サービス別の支給決定者数の推移】

	R3	R4	R5	R6	R7
居宅介護	1,846	1,838	1,817	1,894	1,995
重度訪問介護	63	59	61	65	71
行動援護	13	12	12	13	13
同行援護	201	221	228	227	226
生活介護	1,594	1,619	1,640	1,668	1,721
自立訓練(機能訓練)	30	36	29	30	35
自立訓練(生活訓練)	57	64	49	75	101
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	1
自立生活援助	1	2	0	3	7
就労移行支援	178	187	205	234	205
就労継続支援A型	587	645	706	689	706
就労継続支援B型	1,872	2,048	2,306	2,705	3,088
就労選択支援	-	-	-	-	7
就労定着支援	94	104	123	118	145
短期入所	1,487	1,485	1,529	1,615	1,680
療養介護	112	107	112	122	105
共同生活援助	605	787	953	1,126	1,300
施設入所支援	555	552	543	546	537
地域移行支援	0	1	0	1	0
地域定着支援	5	4	4	6	5
児童発達支援	633	785	931	1,006	1,103
放課後等デイサービス	2,534	2,829	3,192	3,535	3,963
保育所等訪問支援	131	241	420	589	770
障害児入所支援	16	15	16	16	12

(10)障がい児の状況

○ 障害児通所サービスを利用している児童は増加傾向にあります。

○ 令和4年度以降は、支給決定者の内、手帳所持者は半数以下となり、手帳の交付を受けずにサービスを利用する児童が増えてきていることがわかります。

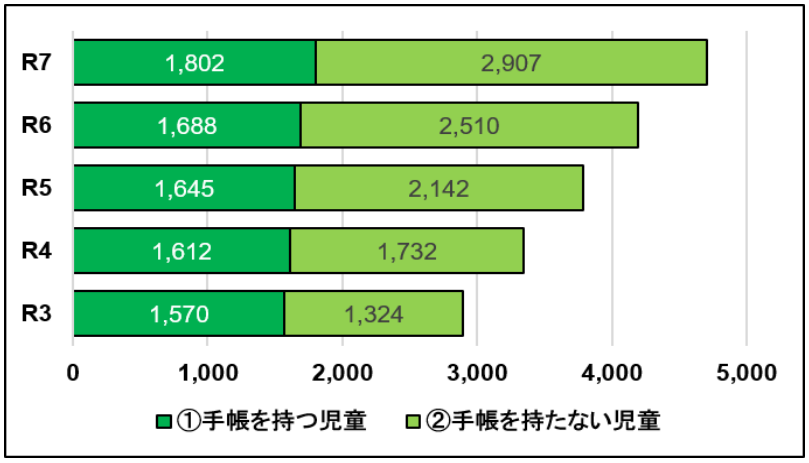

(11)医療的ケアを必要とする人の状況

【医療的ケア児者のうち人工呼吸器の装着が必要な人数について】

○ 市内には、人工呼吸器を使用している特に重度の医療的ケアを必要とする人が、30人程度います。

	R3	R4	R5	R6	R7
小児慢性特定疾患受給者	14	15	12	15	16
特定医療費(指定難病)支給受給者	22	20	16	25	27
合 計	36	35	28	40	43

※制度を利用していない対象者は含まれていません。

2 前計画における成果目標の達成状況

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る令和6年度から令和8年度までの3年間における目標を下表のとおり定め、取り組みました。

項目	目標値	令和7年度実績	
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行（令和6年度からの累積）			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	33人	4人	達成困難
(2)入所施設を利用する人の減少数	27人減	3人減	達成困難
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1)精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	332日以上	319.7日	達成見込
(2)精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	79.3%	75.3%	達成見込
(3)精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	85.7%	達成見込
(4)精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	93.5%	達成見込
(5)精神病床における1年以上長期入院者数	65歳未満186人 65歳以上234人	65歳未満151人 65歳以上213人	達成見込
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備			
(1)地域生活支援拠点の整備	整備	整備済	達成見込
(2)強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備	整備検討中	達成見込
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	166人	127人	達成困難
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111人	101人	達成見込
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	31人	17人	達成困難
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	18人	9人	達成困難
(5)就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	62%	達成見込
(6)就労定着支援事業の利用者数	64人	62人	達成見込
(7)就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	30%	9%	達成困難
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等			
(1)児童発達支援センターの設置	設置	設置済	達成見込
(2)障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	構築	構築済	達成見込
(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保	確保済	達成見込
(4)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保	確保済	達成見込
(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置済	達成見込
(6)医療的ケア児等コーディネーターの配置数 ※	25人	21人	達成見込
(7)障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置	設置済	達成見込
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
基幹相談支援センターの設置	設置	設置済	達成見込
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築	構築済	達成見込

※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。

3 本市障がい福祉施策に係る課題等

(1)「前計画における成果目標の達成状況」

【成果目標1関係】福祉施設の入所者の地域生活への移行

「地域生活への移行」は、入所施設を退所して生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移すことを指します。

入所施設から地域での生活に移行する人数及び入所施設を利用する人の減少数は、いずれも目標を下回る見込みです。本計画の策定に先立って障害者支援施設への調査を行ったところ、65歳以上の方が約25%であること、障害支援区分5又は6の方が約90%であることが分かりました。このことから、入所施設を利用する人の高齢化・重度化がうかがえます。

一方で、地域生活への移行に当たっては、一人ひとりの希望や価値観に応じた生活の選択を支えることが重要です。国においても、本人の意思決定支援を重視する方向性が示されていることから、本市においても、障害者支援施設に配置された地域移行等意向確認担当者を中心に、本人及び家族の意向を丁寧に確認しながら、地域生活に関する情報提供や体験の機会の確保を進め、本人が望む生活の実現に向けた支援を推進していく必要があります。

【成果目標4関係】福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数については、就労系福祉サービス事業所全体、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所のいずれも目標値に達しない見込です。また、就労定着率についても目標値に達しない見込です。

一般就労への移行や定着が進まない要因としては、障がいのある方の希望や適性と企業ニーズとのマッチングの難しさや、一般就労に関する情報や選択肢の共有が十分でないことなどが考えられます。

このため、障がいのある人が希望や適性に応じた働き方を選択できるよう、就労選択支援制度について、障がいのある人やその家族、支援機関への周知・情報提供を進めます。また、就労選択支援を通じて、一般就労をはじめとした働き方の選択肢や必要な支援について分かりやすく伝えることで、一般就労への移行や職場定着につなげていきます。

また、令和8年度から実施している授産製品販売促進事業における交流会や勉強会等を通じて、就労系福祉サービス事業所内のより良い取組の共有や、一般就労への移行事例の共有を図ることで、一般就労に関する情報提供の充実や支援力の向上につなげていく必要があります。

(2)静岡市障がい福祉に関するアンケート調査

調査期間:令和7年12月5日(金)～令和8年1月15日(木)

調査対象:市内にお住まいの障がいのある人5,000人、障がいのない18歳以上の人3,000人

有効回収:障がいのある人1,426票(28.5%)、障がいのない人　790票(26.3%)

調査結果:静岡市公式ホームページにおいて公表(二次元コードより御確認ください)

調査内容の分析：

・障がいのある人にとって地域生活を送る上で重要なこととして、「自分の居場所があること」「困ったときに相談できる場所があること」「必要な福祉サービスや医療を受けられること」が高くなっており、地域で安心して暮らし続けるための支援や相談体制へのニーズが高いことがうかがえます。一方で、「地域における共生が進んでいる」と感じている人は障がいのある人で20.1%、障がいのない人で15.9%にとどまっており、多くの人が「わからない」と回答していることから、共生社会の実現に向けた取組や成果が十分に実感されていない状況がみられます。

・障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なものとして、「手当・年金などの経済的な支援の充実」「困ったときに、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備」が高くなっているほか、日常生活で困っていることとして「将来の生活への不安」「健康への不安」「収入への不安」が上位を占めています。特に精神障がいのある人では、将来の生活への不安が高くなっており、親亡き後も含めた将来を見据えた支援体制の充実が求められています。

・発達障がいの診断を受けている人の割合は増加傾向にあり、保護者からは進学や進路選択への不安、相談先や情報の不足などが課題として挙げられています。障がい児及びその家族が早い段階から相談につながり、ライフステージを通じて切れ目なく支援を受けられる体制づくりが必要です。

・就労については、障がいのある人・障がいのない人の双方が、「雇う側や同僚の理解」や「障がいの特性に応じた仕事」を重視しており、就労機会の確保だけでなく、職場における理解促進や合理的配慮、就労定着に向けた支援の充実が求められています。

(3) 関係団体ヒアリング

令和8年5月に実施した団体ヒアリングでは、施設入所者の地域生活への移行や重度障がい者の地域生活を支える基盤整備に関する意見が多く寄せられました。特に、障害者支援施設から地域生活への移行については、受け皿となるグループホームや短期入所の不足、人材不足による支援の質への不安、強度行動障害や医療的ケアに対応できる事業所の不足などが課題として挙げられました。

また、相談支援については、困難ケースへの対応や本人の意思決定支援の充実、相談支援専門員の確保と質の向上を求める意見が多く、障がい特性に応じたきめ細かな相談支援体制の構築が求められています。障がい児支援に関しては、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所や短期入所先の不足、学校卒業後の進路や居場所の確保、移動支援の充実などを求める意見も寄せられました。

(4) 懇話会

令和8年7月に、障がい当事者団体、家族会、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等29団体30人の参加により懇話会を開催し、グループワーク形式で意見交換を行いました。

懇話会では、地域生活への移行に当たっては数値目標の達成だけでなく、本人の意思決定支援や体験機会の確保、グループホーム等の受け皿の充実が重要であるとの意見がありました。また、相談支援専門員の確保や質の向上、「望まないセルフプラン」への対応、障がい児及び家

族への継続的な支援、医療的ケア児や重度障がい者を支えるサービス基盤の充実などを求める意見が寄せられました。

さらに、移動支援や手話通訳者等の人材確保、災害時支援体制の充実のほか、障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組の必要性についても意見が示されました。

第3章　静岡市の目指す方向性（計画策定時一部改訂）

1「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）」の全体図

国の動向

障害者基本計画における各分野に共通する横断的視点
（令和5年3月14日）
(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
(2) 共生社会の実現に資する取組の推進
(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
(5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
(6) ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

基本的な指針における基本理念（令和8年3月31日告示）
※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
(6) 障害者の社会参加を支える取組定着

本市の課題

1. 第4次静岡市総合計画における障がい福祉施策の方向性・・・

①「障がいの有無にかかわらず、権利や意思を尊重できる市民意識の醸成」、②「障がいのある方の社会参加の促進」、③「多様なニーズに対応した地域生活の支援」を障がい福祉施策の柱とし、令和12年における「地域における共生が進んでいると思う市民の割合（※）」を30%とすることを目標としています。
※令和4年度は、障がいのある人：14.3% 障がいのない人：13.9% でした。

2. 前計画の成果目標達成状況から・・・

・入所施設から地域への移行
地域生活に関する情報提供や体験の機会の確保を進め、本人が望む生活の実現に向けた支援を推進します。

・福祉施設から一般就労への移行等
一般就労を希望する者と企業のマッチング等により、本人の希望に応じた働き方を支援する必要があります。

3. 計画策定時の市民アンケート結果から・・・

・障がいを理由に差別を受けたり、いやな思いなどをしている人の割合は、平成28年度の27.5%、令和元年度の27.4%に対して、23.4%と減少しました。しかしながら、**障害者差別解消法を知っている人の割合**は、障がいのある人・障がいのない人ともに約20%に留まっています。

・今の職場・働き方が自分に合っていると思う障がいのある人の割合は、64.4%でした。手帳の種別で比較すると、療育手帳所持者が最も高く77.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も低く53.1%となりました。

・スポーツを1週間に1日以上している16歳以上の障がいのある人は、11.8%でした。誰もが楽しむことができるスポーツの推進等に向け、障がいの有無にかかわらずにスポーツに興味をもつためのきっかけづくりを検討していくことが求められます。

4. 関係団体への調査結果等から・・・

（障がいに関係のある団体へヒアリング調査や、懇話会の開催による意見聴取を行いました。）
・障がい理解の促進と権利擁護
・本人の意思決定支援及び相談支援体制の充実
・地域生活への移行を支える居住支援基盤の充実
・医療的ケア児や重度障がい者を支える支援体制の充実　等

基本理念

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

基本的視点

(1)障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること

(2)社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

(3)多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

施策の体系

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。

1 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～	2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～	3 医療・保健 ～健康を保つ～	4 生活環境 ～暮らす～
5 安全・安心 ～備える～	6 子ども ～育てる・学ぶ～	7 雇用・就労 ～働く～	8 文化活動・市民生活 ～楽しむ・参加する～

計画のポイント

ポイント① PDCAサイクルを強化するための指標設定

前計画までは「個別事業」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画により定める成果目標」のみで計画の進捗管理を行っていましたが、本計画の施策の体系を踏まえた市独自の評価指標を追加することで、適切な進捗管理を行います。

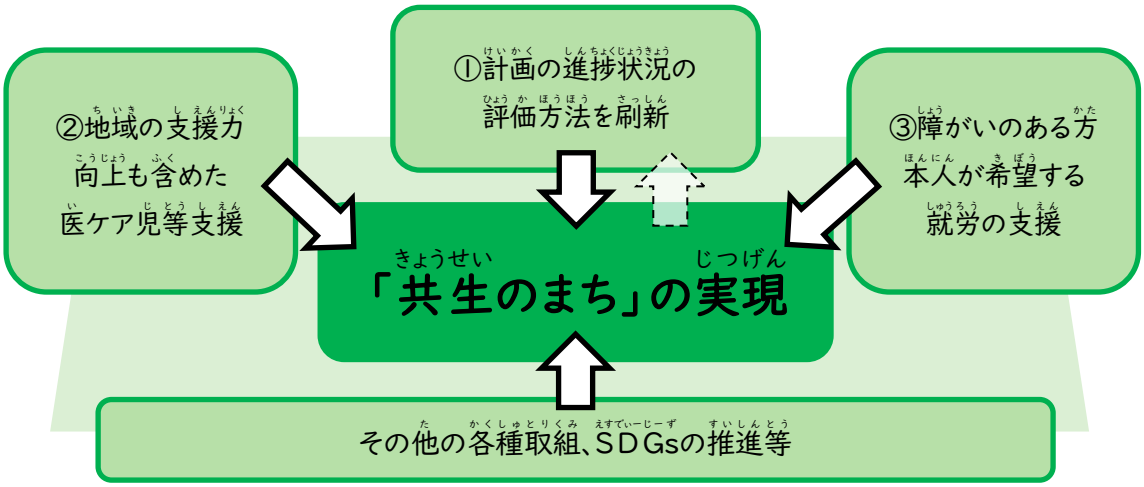

ポイント② 地域と連携した支援体制構築

医療的ケア児等への支援に関して、令和5年度より、地域の支援力向上を図り、今後ますますニーズが増大することが見込まれる分野に対する持続可能な支援体制の構築を進めています。医療的ケア児等に限らず、地域と連携した支援体制の強化に取り組みます。

ポイント③ 本人が希望する就労の支援

就労選択支援制度の活用を通じて、障がいのある方一人ひとりの希望や適性、能力等に応じた就労や障害福祉サービスの選択を支援します。また、事業所や企業、関係機関との連携を進めるとともに、就労に関する情報提供の充実に取

2 基本理念

本市の障がい福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生のまち」の実現

静岡市は、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生のまち」の実現を目指します。

3 基本的視点

○ 基本理念に基づき、障がい福祉施策を検討する上での基本的な視点を次の3つのとおり定めます。

（1）障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

（2）社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

（3）多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障がい福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

「利用のしやすさ（アクセシビリティ）」とは　例えば・・・

○ 道や建物、公共サインがバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化されており、障がいのある人も外出しやすい。

○ 見えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。

○ サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。　など

4 施策の体系

基本理念

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

基本的視点

(1)障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること
(2)社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
(3)多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

分野別の施策

【大分野】課題を8つに分類	【小分野】課題に対する施策の柱
大分野1 権利擁護 理解促進	(1)障がいへの理解を深める活動の促進 (2)ボランティア・NPO等による協働の促進 (3)障がいを理由とする差別の解消 (4)意思疎通・意思決定の支援 (5)虐待の防止
大分野2 地域生活支援	(1)相談支援体制の充実 (2)地域移行を推進するための支援 (3)日常生活を支援するためのサービスの充実 (4)経済的な支援の充実 (5)人材の確保と資質の向上 (6)将来の生活を考えるための支援
大分野3 医療・保健	(1)障がいに配慮した地域医療の提供 (2)リハビリテーション支援の推進 (3)医療費助成の実施
大分野4 生活環境	(1)地域における住居の確保 (2)外出支援の充実 (3)まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実
大分野5 安全・安心	(1)防災・防犯意識の向上と備えの推進 (2)災害時等における支援体制の充実
大分野6 子ども	(1)障がいの早期発見・早期支援 (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3)学校教育における障がい児の支援
大分野7 雇用・就労	(1)就労につなげ、支える支援の充実 (2)障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保 (3)福祉的就労における工賃向上の支援
大分野8 文化活動 市民生活	(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供 (3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」に関連するものです。
・障害福祉サービス
・障害児通所支援
・相談支援
・地域生活支援事業　等

法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です

具体的な個別施策

法定サービス等

○ 心のバリアフリーイベント
○ 手話奉仕員・要約筆記者養成研修講座
○ 成年後見制度利用支援事業
○ 障害者虐待防止対策支援事業

○ 地域生活支援拠点等の機能拡充
○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
○ 障害者相談支援事業
○ 施設入所支援
○ 強度行動障がい者支援施設等サポート事業

○ 療養介護

○ 共同生活援助　○ 同行援護
○ 行動援護　○ 移動支援事業
○ 重度障害者大学等修学支援費支給事業

○ 児童発達支援
○ 放課後等デイサービス
○ 医療的ケア児等コーディネーター設置事業

○ 就労選択支援　○ 就労移行支援
○ 重度障がい者等就労支援特別事業
○ 就労継続支援A型・B型

○ スポーツ教室開催事業　○ 日中一時支援事業
○ 地域活動支援センター　○ 点字・声の広報等の発行

市の事業

○ 地域における障がいの理解促進事業
○ ボランティア活動を通じた共生社会教育推進事業
○ 障害者差別解消法に基づく相談事業
○ 日常生活自立支援事業

○ 精神障害者家族等相談員相談事業
○ 精神科入院者訪問支援事業
○ ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業
○ 移動支援事業従事者養成講座

○ 障がい者歯科保健推進事業
○ 地域リハビリテーションの普及啓発事業
○ 自立支援医療費の支給　○ 特定医療費の支給

○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
○ 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業
○ バリアフリーの情報発信

○ 障がい福祉施設の消防訓練の指導及び実施
○ 避難行動要支援者避難支援推進事業

○ 発達早期支援事業
○ 第2子以降障害児児童発達支援等利用者負担額無償化補助金交付事業
○ 私立こども園における医療的ケア児の受入

○ 静岡市役所での障がい者雇用
○ 障がい者就労施設等からの優先調達の推進

○ 文化芸術アウトリーチプログラム
○ 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣
○ ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供

5 本計画を効果測定する指標の設定

(1)計画の評価方法

各年度の評価及び計画期間を総合した評価を、(2)成果目標、(3)指標及び計画掲載事業について、下表を基本として、総合的に評価します。なお、(3)指標のうちアンケート調査により実績の把握をする内容に関しては、各年度ではなく、計画の中間見直しや、次期計画の策定年度等に効果測定を行います。

評価区分	内容	定量的な指標である場合（例 ●●回）	定性的な指標である場合（例 実施）
S	期待を上回る成果をあげたもの	105%以上	―
A	期待どおりの成果を達成したもの	90%以上 105%未満	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
B	期待を下回るもの	70%以上 90%未満	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
C	期待を顕著に下回るもの	70%未満	現在の取組では有効性に問題がある場合
―	状況変化等により、事業の実施対象が存在せず、事業を実施できないもの		

※ 達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法（当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法）又は直接比較法（当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法）を用いることを基本とします。計画掲載事業に関しては、直接比較法による評価を原則とします。

【計算式例】

差分比較法：

達成度合い(%)=(当該年度実績値−基準値)/(当該年度目標値−基準値)×100

直接比較法：

達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100

※基準値：計画策定時点における直近の実績を用います

(2)障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定

前計画と同様に、国の指針に基づき、令和9年度から令和11年度までにおける目標を下表のとおり定めます。また、サービス毎に見込み量等の活動指標を定めます(別に事業単位で設定)。

項目	基準値	目標値	判定方法
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数	施設入所者 537人(R7)	21人	直接
(2)入所施設を利用する人の減少数		21人	直接
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1)精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	319.7日(R7)	319.7日以上	直接
(2)精神病床における1年以上長期入院者数	65歳未満151人(R7)	65歳未満157人以下	直接
	65歳以上213人(R7)	65歳以上193人以下	直接
(3)精神病床への30日以上の再入院率	新規設定(退院後90日以上)	10.3%以下	直接
	新規設定(退院後180日以上)	17.4%以下	直接
	新規設定(退院後365日以上)	25.7%以下	直接
(4) 心のサポーター養成数	新規設定	累計3,000人	直接
(5)K6という尺度を活用した評価の実施 ※1	新規設定	R11年度末までに1回実施	定性的
【成果目標3】地域生活支援の充実			
(1)地域生活支援拠点等の整備 ※2	整備済(R7)	整備	定性的
(2)強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備	整備	定性的
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	128人(R6)	168人	直接
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	88人(R6)	101人	直接
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人(R6)	37人	直接
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	15人(R6)	26人	直接
(5)就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	62%(R7)	50%	直接
(6)就労定着支援事業の利用者数	51人(R6)	75人	直接
(7)就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	9%(R7)	27.3%	直接
(8)就労選択支援事業所の設置	設置(R7)	設置	定性的
(9)就労選択支援事業の利用者数	新規設定	450人	直接
【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等			
(1)児童発達支援センターにおける4つの中核機能の確保 ※3	新規設定	確保	定性的
(2)障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築のための協議の場の設置	新規設定	設置	定性的
(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済(R7)	確保	定性的
(4)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保済(R7)	確保	定性的
(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済(R7)	設置	定性的
(6)医療的ケア児等コーディネーターの配置数	21名(R7)	18名	直接
(7)障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置済(R7)	設置	定性的
(8)障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	新規設定	整備を検討	定性的

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等				
	(1)基幹相談支援センターの設置	設置済(R4)	設置	定性的
	(2)相談支援体制の地域診断を行った上で、体制の強化を図ることで、のぞまないセルフプラン件数ゼロ	新規設定	令和11年度末までに実施	直接
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築				
	(1)サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築済(R7)	構築	定性的
	(2)障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率	新規設定	100%	直接

※1 K6:うつ病や不安障害などの精神疾患の可能性がある人を見つけるための調査手法

※2 障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で生活を支えるための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等)を地域の複数の事業所が分担して担う体制(面的整備)

※3 4つの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

【判定方法】

具体な数値の設定を行う成果目標については、直接比較法での評価の判定を行います。成果目標とする数値に関しては、年度による増減の振れ幅が大きく、安定して数値の増加を図ることが困難であることから、基準値を設定したうえでの差分比較法による判定は行いません。

また、定性的な評価を行うこととした体制の整備等に係る目標に関しては、関連するサービス等の実施状況と活動指標の比較等により、総合的に評価を行います。

○ 成果目標設定の考え方および取組方針

【成果目標1】

(1)及び(2)については、現在の施設入所者のうち、「障害支援区分3・4」「65歳未満」及び「重複障害なし」の条件に該当する 21人を、地域移行の可能性を検討する際の参考として目標値を設定しました。また、入所待機者273人の中には施設での支援を必要とする人がいる一方で、住まいや支援体制が整えば地域での生活が可能と考えられる人もいることが分かりました。

目標の達成に当たっては、入所者の地域生活への移行等に関する意向確認等を通じて本人の意思決定を支援するとともに、地域生活を支える住まいやサービスなどの受け皿の確保及び支援体制の充実を一体的に進め、本人が望む生活の実現に向けて取り組みます。

【成果目標2】
(1)令和7年度実績が国の指針を上回っているため、実績以上を目標として設定しました。
(2)、(3)国の指針を踏襲し、設定しました。
(4)国の目標である「こころのサポーター数:令和15年度末までに 100万人以上」を人口規模に応じて勘案し、目標値を設定しました。
(5)国の指針を踏まえ、計画期間中令和11年度までの実施を目標として設定しました。
目標の達成にあたっては、静岡市障害者自立支援協議会地域生活・移行支援部会等において継続的に協議を行うとともに、精神保健福祉相談員やこころのサポーターの養成を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、理解促進及び相談支援体制の充実を図ります。

【成果目標3】
(1)国の指針を踏襲し、設定しました。本市では、複数の関係機関が機能を分担して担う面的整備により、地域生活支援拠点等を整備しています。
(2)国の指針を踏襲し、設定しました。目標達成にあたっては、静岡市障害者自立支援協議会地域生活・移行支援部会等において、地域生活支援拠点等の機能充実や強度行動障がいのある方への支援体制の整備について継続的に検証・検討を行い、効果的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

【成果目標4】
(1)国の指針を踏襲し、令和6年度の実績(128人)の 1.31倍以上となる 168人としました。
(2)国の指針を踏襲し、令和6年度の実績(88人)の 1.14倍以上となる 101人としました。
(3)国の指針を踏襲し、令和6年度の実績(24人)の 1.52倍以上となる 37人としました。
(4)国の指針を踏襲し、令和6年度の実績(15人)の 1.68倍以上となる 26人としました。
(5)国の指針を踏襲し、50%を目標値としました。
(6)国の指針を踏襲し、令和6年度の実績(51人)の 1.47倍以上となる 75人としました。
(7)国の指針を踏襲し、27.3%以上を目標値としました。
(8)国の指針を踏襲し、設定しました。
(9)国の目標である「令和11年度の就労選択支援利用者を 82,000人以上」を踏まえ、本市の人口規模を勘案して設定しました。目標達成にあたっては、就労系福祉サービスを対象とした交流会や勉強会等を通じて、事業所間の連携を促進するとともに、就労選択支援制度の周知・活用を進め、本人の希望や適性に応じた就労及び一般就労への移行を支援します。

【成果目標5】
(1)~(5)国の指針を踏襲し、設定しました。
(6)国の指針を踏まえ、配置人数を目標値として設定しました。なお、従来の養成研修修了者数ではなく、より実態に即した配置状況を把握するため、計画相談(児者)において指定要医療児者支援体制加算を算定する事業所に配置されている相談支援専門員数の2か年平均としました。

※要医療児者支援体制加算対象者（国の指定する医療的ケア児者に対する研修を受講した者で、計画相談（児者）で従事する相談支援専門員）を指し、市が独自に配置する2人を含みません。

（7）本市では、入所児童に関する年2回の進捗管理を実施していることから、「設置済」としました。

（8）国の指針を踏まえ、地域における障害や発達に特性のあるこどもの状況が多様であることから、相談支援につながっていない障害児やその家族を含めた相談支援体制について、関係機関と検討を進めていきます。目標の達成にあたっては、発達が気になるこどもから重度障害のあるこどもまでを対象とした、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の整備に向け、児童発達支援センターをはじめとする関係機関の連携による地域支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児等への支援や相談支援体制の充実など、地域における障害児支援の課題を把握しながら、必要な体制について検討を進めていきます。

【成果目標6】

（1）国の指針を踏襲し、設定しました。静岡市では、令和8年4月1日時点で、11か所の基幹相談支援センターを設置しています。

（2）国の指針を踏襲し、設定しました。本市では相談支援専門員数及び事業所数は増加しているものの、相談支援を必要とする利用者も増加している状況にあります。それに加え、相談内容の困難化・高度化も進んでいることから、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

目標の達成にあたっては、今後も地域の相談支援専門員へのバックアップ機能の充実を含め、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の機能強化など、静岡市の相談支援体制のあり方については、引き続き検討を進めていきます。

【成果目標7】

（1）国の指針を踏襲し、設定しました。

（2）国の指針を踏襲し、設定しました。なお、参考値として、令和7年度の公表率は 96.4%、更新率は 91.2%となっています。

目標達成にあたっては、庁内関係部署において各種研修内容の情報を共有し、制度理解等を促進します。事業所に対して、定期の運営指導や集団指導を通じて、障害福祉サービス等情報公表制度の案内を行い、公表及び更新をするよう指導していきます。

(3)計画を効果測定するための指標

国の指針に基づく成果目標のみでは、本市の計画全体や大分野レベルでは、効果測定をすることができない項目があります。成果目標に市独自の指標を組み合わせることで、計画の効果測定を適切に行っていきます。

なお、(2)で設定した成果目標は令和11年度末までの中間見直しした目標値である一方、それ以外の指標に関しては令和12年度末の目標値として設定しています。

大分野	指標名	策定時	目標値	判定方法
計画全体	地域における共生が進んでいると思う人の割合	●14.3% ◆13.9% (R4 ※2)	●◆30.0%	差分
大分野1 権利擁護 理解促進	障害者差別解消法を知っている人の割合	●20.7% ◆20.2% (R4 ※2)	●◆40.0%	差分
大分野2 地域生活支援	成果目標1、2	※1		直接
	主任相談支援専門員の数	6名(R5見込み※3)	13名	差分
大分野3 医療・保健	成果目標2、5	※1		直接
大分野4 生活環境	日常生活や社会生活を送るうえで、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合	●◆39.9% (R5 ※4)	●◆40.0%	直接
大分野5 安全・安心	個別避難計画の作成	優先作成対象者等の検討(R5)	優先作成対象者分の計画作成率100% (R8)	直接
大分野6 子ども	成果目標5	※1		直接
	市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーターから地域の支援者に引き継ぎをした件数(R5 からの累計)	6件 (R5見込み※3)	24件	差分
	市立小中学校における医療的ケア児の受入のための看護師配置の対応率	99% (R5見込み※3)	100%	直接
大分野7 雇用・就労	成果目標4	※1		直接
	就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合	●31.1% (R4 ※3)	●40.0%	差分
大分野8 文化活動 市民生活	16歳以上の週1日以上のスポーツ実施率	●11.8% (R4 ※2)	●40.0%	差分
	週に1日以上、文化芸術活動(鑑賞等を含む)を実施している人の割合	●45.0% (R3 ※5)	●50.0%	直接

●:障がいのある人　◆:障がいのない人

※1:「(2)障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定」に記載

※2:「静岡市障がい福祉に関するアンケート調査」より

※3:静岡市調べ

※4:内閣府「令和4年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査について」より

※5:厚生労働省「令和2年度障害者総合福祉推進事業　全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査報告書」より

【判定方法】
具体な数値の設定を行う指標のうち、計画策定時点における市の数値を把握できている項目については、差分比較法での評価の判定を行います。市の数値を把握できていない項目等については、直接比較法での判定を行います。

○ 目標設定の考え方
【計画全体】
市総合計画においても指標として活用している「地域における共生が進んでいると思う人の割合」を、本計画全体の進捗を測る指標として用いることとします。
第4次静岡市総合計画における目標値と統一し、令和12年度における目標を「30%」としました。

【大分野1】
本計画が開始となる令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行となりますが、障害者差別解消法を知っている人の割合は約20%に留まっています。法が認知されていないことにより、合理的配慮の提供が受けられないおそれがあることから、本分野の指標として、「障害者差別解消法を知っている人の割合」を設定しました。
目標値の設定に関しては、平成25年の法の公布から令和4年までの 10年間での周知率が約20%となっています。改正法の施行に伴い周知率の一層の向上を図る必要があることも踏まえ、令和12年度末時点における目標値を 40.0%と設定しています（参考：令和4年度に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」における障害者差別解消法を知っている人の割合は 24.0%でした）。

【大分野2】
地域生活に関連するアウトカムに該当する成果目標2つと、サービスの入口でもある相談支援の観点から、市内の主任相談支援専門員の数を設定しています。
主任相談支援専門員の目標設定にあたっては、本市からの推薦人数の上限が1年に1名であることから、令和5年度末時点に見込まれる人数である6名を基準として、7名増（各年度1名増）の 13名を目指すこととしています。

【大分野3】
本計画においては精神科医療との関連が大きいことから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業に関連する成果目標を指標とします。また、医療的ケア児等に関する内容も含む成果目標5も指標として用います。

【大分野4】
バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が進んでいると思う人の割合を指標とします。計画策定にあたって本市における数値の計測を実施していないため、内閣府が実施した調査の数値を上回ることを目標としています。

【大分野5】

被災時への備えとして、個別避難計画の作成状況を設定します。

当面の作成対象者は、災害時に第三者の支援がなければ避難できない在宅の方のうち、特にリスクの高い方を優先する予定であり、具体的な対象者の属性・人数について検討を進めている段階であることから、目標値は個別避難計画作成者の数とはしていません。

【大分野6】

障がい児への支援体制に係る成果目標に加え、医療的ケア児等への支援に関する市独自の指標を設定します。医療的ケア児等への支援の実施者が市の配置するコーディネーターに偏っており、持続可能な支援体制となっていないといった課題を踏まえ、市が配置するコーディネーターから、要医療児者支援体制加算対象者（県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者）を含む地域の支援者へ支援の引き継ぎを行った件数を指標としました。また、市立小中学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒の受入を進めることでインクルーシブ教育の実現を目指すため、医療的ケア児受入のための看護師配置の対応率を指標としました。

地域の支援者への引き継ぎ件数の具体な目標値については、引き継ぎを推進する令和5年度・令和6年度の件数を各6件、令和7年度以降も各年度2件程度ずつ進めていくこととし、累計24件としています。なお、令和5年度実施の「市内未就学の医療的ケア児等の調査」、「市立小中学校への聞き取り」により把握した令和5年9月時点における医療的ケア児等の人数は 38名です。

市立小中学校における医療的ケア児受入のための看護師配置については、看護師が必要な医療的ケア児に対する看護師配置の対応率を 100%としました。これは、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにすると明記されており、その実現を図るためです。

【大分野7】

障がいのある人の就労に関する成果目標に加え、就労系障害福祉サービス終了者に占める一般就労への移行者の割合を指標としています。

目標値については、令和12年度時点で、過去8年間で最も割合の高かった 37.8%（令和元年度）を超える 40%としました。

【大分野8】

障がいのある人の文化活動・スポーツに関する指標を用いることとしました。

静岡市スポーツ推進計画における指標である「16歳以上の週1日以上のスポーツ実施率」の目標値は、国の第3期スポーツ基本計画と等しく 70%としています。第3期スポーツ基本計画においては障がいのある人のスポーツ実施率を 40%と定めていることから、これらの計画との整合を図り、目標値を 40%としました。

また、文化活動の指標としては、令和2年度に厚生労働省が実施した調査において示されている「週に1日以上、文化芸術活動（鑑賞等を含む）を実施している人の割合」を設定しています。当該調査結果の 45%を上回る 50%を本計画の目標値とします。